

議事 2

秋田市マイタウン・バスにおけるフリー乗降区間の設定について

1 目的

マイタウン・バスの利便性向上および利用促進のため、経路上において、バス停留所以外の場所でもマイタウン・バスの乗降ができる「フリー乗降区間」を設定するものである。

2 開始予定日

フリー乗降の開始予定日は、平成27年4月1日とする。

3 対象路線

フリー乗降区間を設定する路線は次のとおりとする。

路線名	参考：協議先（協議年月日）
北部線	北部線運行協議会（平成27年1月28日）
笹岡線	笹岡線説明会（平成27年2月2日）
南部線河辺地域	南部線河辺地域運行協議会（平成27年1月18日）
南部線雄和地域	南部線雄和地域運行協議会（平成27年1月18日）

4 フリー乗降区間の設定

フリー乗降を設定する区間は次のとおりとし、フリー乗降区間以外はバス停留所での乗降とする。

- (1) 北部線・笹岡線：資料2（18ページ）
- (2) 南部線河辺地域：資料3（19ページ）
- (3) 南部線雄和地域：資料4（20ページ）

5 フリー乗降ができない区間および場所の設定

秋田県公安委員会および運行事業者との協議により設定した。

- (1) フリー乗降除外区間
 - ① 国道
 - ② 交通量が多い道路
- (2) フリー乗降区間内であって乗降できない場所
 - ① 道路交通法で規定された駐停車禁止場所
 - ② 運転士が危険と判断した場所

6 運賃の取扱い

- (1) バス停留所以外の場所からの乗車
乗車した場所の直前のバス停留所からの運賃を適用
- (2) バス停留所以外の場所での降車
降車した場所の直後のバス停留所までの運賃を適用